

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託に関する
保護者説明会議事要旨

【目次】

- P 3 ～ 第 1 回豊二育成室
- P 7 ～ 第 2 回豊二育成室
- P 9 ～ 第 1 回南山田育成室
- P 1 5 ～ 第 2 回南山田育成室
- P 1 9 ～ 第 1 回佐竹台育成室
- P 2 7 ～ 第 2 回佐竹台育成室
- P 3 3 ～ 第 1 回津雲台育成室
- P 4 1 ～ 第 2 回津雲台育成室

第1回豊二留守家庭児童育成室運営業務委託に係る保護者説明会 要旨

【開催日時】

令和5年12月1日（金） 午後7時00分～午後8時10分

【市出席者】

堀 地域教育部次長、坪野 放課後子ども育成室参事、中村 同参事、山下 同主幹

1 【運営業務委託の概要説明】

～ 説明動画「留守家庭児童育成室の民間委託について～①基本編～」の視聴 ～
〔補足説明〕

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会の特別委員について、委託予定の留守家庭児童育成室の保護者2名以内としています。こちらは、各育成室から2名以内となりますので、今回で申し上げますと、4か所の委託候補育成室から各2名以内、合計で8名以内ということになります。

特別委員には、委託事業者の選定に加え、契約最終年度に行う附属機関による第三者評価にも携わっていただきます。選定と評価を同じ年度で行うわけではありませんので、契約最終年度の第三者評価の際には改めて特別委員を委嘱することになります。特別委員の選定については、多くの場合、保護者会から御推薦いただいておりますが、中には評価のタイミングで保護者会が既に解散されている場合がありますので、その場合は、在籍児童の保護者の皆様に、市からお知らせし、特別委員を公募させていただきます。応募していただいた方が複数名おられる場合は抽選を行います。また、特別委員に就任していただいた方には、選定や評価の方法等について、直接お会いして資料を基に御説明させていただきます。

また、今後のスケジュールについてですが、今回の第1回保護者説明会では、民間委託の概要等について説明させていただきましたが、令和6年の1月から2月頃に予定している第2回保護者説明会では、事業者を公募するに当たっての募集要領、仕様書等について御説明させていただきます。

また、令和6年8月から9月頃に保護者懇談会として事業者を紹介させていただきますが、令和7年2月から3月頃には第2回保護者懇談会として、4月から勤務予定の指導員紹介や引継保育の実績報告をさせていただく予定です。

2 【事前質問への回答】

配付資料のとおり

3【質疑応答】

保護者：まだ決まっていないことかもしれませんが、各学年の定員等、民間委託に伴って考え方がどのように変わるのか。

吹田市：育成室の定員については、学年ごとに設けているわけではなく、1教室当たりおおむね40名、弾力運用で45名までの定員としています。ですので、学年ごとに何人ずつというわけではなく、1教室当たり45名まで、カナリア学級で言いますと現在3教室になりますので、135名までということになります。

保護者：教室数は民間委託後も、原則変わらないという理解でよろしいですか。

吹田市：教室数につきましても、直営委託にかかわらず毎年入室希望児童数の推移を見ながら、学校とも相談させていただき、教室を確保することになりますので、民間委託後は、指導員の体制、教室の確保という両面から待機児童が発生しないような体制を整備する予定です。

保護者：来年の10月以降最大6か月間、引継保育を行うと説明がありましたが、具体的にはどのように引継保育が行われるのでしょうか。現在の先生方といつまで一緒にいられるのか、こういった形で引継ぎしていただくのかが気になりましたので教えていただきたいです。

吹田市：児童と指導員との関係づくりについては、選定された事業者の職員の確保状況にもよりますが、4月から勤務する予定の指導員が徐々に保育の現場に入り、直営の指導員と一緒に保育をすることで、まずはお子様と馴染んでいってもらうことになります。その関係を続けていく中で、別途、事業者には、育成室個別の行事やルール、生活の内容といったものを伝え、加えて、お子様個々の引継ぎも行っていきます。それらを積み重ねていき、最後には個人面談も行い、実際の委託業務の開始という流れになります。

保護者：民間委託されると待機児童が解消されるということによってよかったのでしょうか。近隣の保育園の児童数等も踏まえて考えておられるのかが気になりました。

吹田市：今後の見込みについては、児童推計を踏まえて、教室の確保や事業者で指導員を確保するということになります。民間委託育成室では待機児童は発生していないので、御安心いただいていいのかなと考えています。

保護者：1点目、実際にどのような事業者が運営することになるのかイメージがつかないのですが、具体的な事例を教えてください。

2点目、現在の指導員は基本的に変わるということですか。

吹田市：1点目、応募条件として運営実績が必要であることを踏まえ、法人形態でいうと、保育園等を運営している社会福祉法人が5者で、NPO法人が1者、株式会社が2者となっています。

2点目、民間委託は待機児童の解消を目的としていますので、直営の指導員は別の直営の育成室に異動になります。

保護者：学校の長期休業期間中のみの利用につきまして、現在は受け付けていないということですが、学年が上がるほどニーズはあると思います。今後、学校の長期休業期間中のみの育成室利用について実施していただけないでしょうか。

吹田市：そういったニーズが一定あることは把握していますが、留守家庭児童育成室の本来の趣旨が通年の保育ということもあり、今の段階で実施するという考えは持ち合わせていません。

保護者：育成室の理念が通年利用というその理由は。

吹田市：年間を通して育成支援をするとなっていますので、そこに基づいて対応しています。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。

(終了)

第2回豊二留守家庭児童育成室運営業務委託に係る保護者説明会 要旨

【開催日時】

令和6年3月8日（金） 午後7時00分～午後7時30分

【市出席者】

堀 地域教育部次長、中村 放課後子ども育成室参事、山下 同主幹

1 【運営業務委託の概要説明】

～説明動画「留守家庭児童育成室の民間委託について～②募集要領・仕様書編～」の視聴～

2 【質疑応答】

保護者：前回の説明会の内容から、今回新たに説明された内容はこういった部分でしょうか。

吹田市：第1回説明会としては、基本編として委託すれば何が変わるのか、今後のスケジュール、こういった選定の仕方をするのかといったことを御説明させていただきました。今回の第2回説明会では、募集要領・仕様書編ということで、募集要領について実際に事業者を募集するに当たってどんな内容で募集するのか、仕様書について実際に事業者業務を行っていただく上で守っていただくこと、例えば、1クラス当たり職員が何人必要であるとか、おやつメニューはあらかじめ保護者の皆様にお知らせをしないといけない等の業務をする上での取決めごとについて、御説明させていただきました。

保護者：事業者の選定の際に行われるプレゼンテーションがどのような内容であったかは公表されますか。

吹田市：結論から申し上げて公表はしていません。ただ、保護者の皆様にとって、どんな事業者が応募していて、どんなプレゼンテーションをしているのかというのは気になると思います。第1回説明会でも御説明させていただきましたが、事業者選定等委員会の特別委員として、保護者の皆様から2名以内で参画していただけますので、特別委員については、書類審査、プレゼンテーションに参加していただくこととなりますので、一定、保護者の目で審査するということは担保させていただいています。

保護者：Q&AのNo. 34、昼食提供以外に委託育成室独自の取組はあるかということで、カナリア学級では、お誕生日会やカナリア祭等といったカナリア独自のイベントごとが通年を通してありますが、そういったことは事業者を引き継いでいただけるのでしょうか。既に委託が始まっているところではどのように

されているのか気になり質問させていただきました。

吹田市：現在、カナリア学級で行っている行事等については、引き継いでいただくようにしています。引継保育の期間が10月からになりますので、実際に体験できない行事などがありますが、そういった行事については、直営の指導員から書類等で引き継いでいただくことになっています。実際に、委託運営がスタートした育成室でも、これまで行ってきた行事も引き続き行われています。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。

第1回南山田留守家庭児童育成室運営業務委託に係る保護者説明会 要旨

【開催日時】

令和5年12月8日（金） 午後7時00分～午後8時10分

【市出席者】

堀 地域教育部次長、坪野 放課後子ども育成室参事、中村 同参事、山下 同主幹

1 【運営業務委託の概要説明】

～ 省略 ～

2 【事前質問への回答】

配付資料のとおり

3 【質疑応答】

保護者：事業者選定等委員会について、委員の構成が全て何名以内となっていて、おそらく欠員が出て大丈夫なようにと推察しますが、委員会の開催要件を教えてくださいいただけますか。

吹田市：まず、委員につきましては、毎年、単年度で委嘱をしています。当該委員会の役割として、育成室の運営業務委託事業者の選定と委託育成室の評価があり、委員会の開会要件としては、過半数の出席としていますので、5名中3名が出席されていれば、委員会は成立することになります。

保護者：ということは、委員構成の各分野の中で欠員が出ることも可能性としてはあるということですね。

吹田市：人数上は確かにそうなりますが、開催するに当たっては、各委員と日程調整をしていますので、これまで4名未満になったことはありません。そのため、各分野の皆様に参加をいただいている状況になります。

保護者：ということは、ルール上は3名以上ということですが、運用としてはできるだけ欠員を出さないようにされているという理解でよろしいですか。

吹田市：全員行ける日を開催日として選定していますので、日程調整も含めて、委員の皆様と調整しています。

保護者：1点目、引継保育について、1教室当たり20日以上かつ延べ80時間以上が条件ということですが、子供たちにとっては、今までずっと見ていただいていた指導員から新しい指導員に変わるという大きな変化になると思います。これ

までの実績で、具体的にどのように引継保育をされてきたのでしょうか。また、過去の引継期間では短く不十分だったため、期間を延長された経緯もあると思いますが、本当に子供たちが生活を変化させていく上で、十分な引継ぎがされるのかを確認させていただきたいと思います。

2点目、学校で学級閉鎖などがあった場合、直営の育成室では柔軟に対応していただいていたと思いますが、民間委託となった場合に、直営の場合と同じように対応していただけるのかを教えてください。

吹田市：1点目、引継保育について、20日以上かつ延べ80時間以上というのは最低条件であり、それが不十分というわけではありません。これまでも引継ぎはしっかりと行ってきましたが、事業者にとっても、一番は保護者やお子さんのためにも、より丁寧に長い時間をかけて引継保育を行おうと、期間を延長してきた経過があります。引継ぎの内容としては6か月前から全指導員が入るわけではありませので、指導員の確保状況に合わせて段階的に入っていくという形になります。そういったことも含めて、最大半年間かけて徐々に行っていくという形になります。昨年度の実績で、吹二育成室については110日、1,906時間、1教室当たり635時間となっています。山二育成室に関しては91日、2,274時間、1教室当たり568時間の実績となっています。

2点目、学校で学級閉鎖などがあった場合の対応についてですが、委託育成室でも、開室基準や学校連携といった枠組みは変わりませので、直営と同様に対応していきます。参考に、既存の委託育成室では、職員が10時頃から出勤されている育成室もあり、学校と連絡を取り合う場合にも対応できますし、指導員がまだ出勤していない場合は、市から事業者連絡し、対応できるようにしています。

保護者：事業者によっては、午前中は保育所、午後から育成室で働かれるというような柔軟な雇用ができるということですが、例えば吹田市立の保育園の先生などにそういう形で働いていただくことはできないのでしょうか。そういうニーズに合う業種を設けたらいいのではないのでしょうか。民間に委託したら、実際に指導員として働いていただく方以外に、その運営会社にもお金が支払われるわけですね。そう考えると直営でできる方が、実際に指導員に受け取っていただくお金も多く渡していただくことができると思いますので、なぜそういう努力をされないのか気になりました。

吹田市：公務員というのは、保育士であれば保育士、育成室の指導員であれば指導員として職種を限定して採用されています。午前中だけ保育所での仕事というところが、見出すことができず、午後1時から午後6時半までの勤務時間として指導員を採用させていただいています。民間の場合はもう少しそのところが柔軟に対応できる、また、変形労働時間制というのが地方公務員に適用さ

れていないので、そうしたところも足かせになっているという現状がございます。

保護者：幼稚園教諭だったら教諭になるので変形労働制なのではないでしょうか。

吹田市：市立の保育所、幼稚園、学校の職員についてはすべて地方公務員になります。

学校の先生だけは変形労働時間制の導入という話が進んでいると聞いてはいますが、その他の職種については現在そういう動きはない状態です。

保護者：幼稚園の先生は、教諭なので学校に当たるのではないですか。

吹田市：小・中学校の教諭について、変形労働制の導入の議論が進んでいると聞いています。

保護者：今後、できれば吹田市が、直接会社を通さずにできるようにいろんな制度等も変えていただく努力をしていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

保護者：1点目、来年春から前科歴に対する法の見直しが始まると思うのですが、委託先スタッフの採用を行う上で、犯罪歴等の調査に当たる、いわゆる日本版のDBSといったことも吹田市と委託事業者との間で、契約書の中に文言として盛り込まれているのでしょうか。

2点目、引継保育について、最低条件が20日以上かつ延べ80時間以上ということですが、引継保育に従事した者が、運営開始後も引き続き在籍することという具体的な内容について、仕様書への明記はあるのでしょうか。

3点目、過去の議事録などを拝見すると、引継保育が不十分な場合の判断において、保護者からの意見は反映されないという理解ですが、その理解は今も変わらないのでしょうか。

吹田市：1点目、犯罪歴の照会制度については、国でも検討段階ということで、自治体で先行して実施するのは、難しい状況です。ただ、その中でできる範囲で規定していることとして、仕様書において、未成年者に対する性犯罪歴等のある者は配置しないことを明記しています。制度上照会制度がない状態では、現在の対応ができる範囲と考えています。

2点目、引継期間中は、まだ契約が始まっていませんので、別途協定書を交わします。その中で、運營業務委託開始後に従事させる者を引継保育に参加させるようにということも明記しています。

3点目、引継保育は、基本的には市と事業者間で適切に実施するものです。市の担当職員も引継ぎの現場を確認し、引継ぎに入る前には打合せを行うなど、そのまま現場に任せてしまうことがないように考えています。最終的には、懇談会等で保護者の皆様に報告させていただきまします。

保護者：去年、一昨年の説明会においても、保護者から同じリクエストが出ていたかと思うのですが、今の回答だと結局のところ変わらないということで理解い

たしましたが、是非前向きに検討をよろしくお願いします。

保護者：1点目、民間委託後も最終的な責任は市にあるということですが、指導員の確保について、市で集められなかった指導員を民間事業者だったら集められるというところも本当にそうなのかなと不安に思う面があります。もし民間事業者が指導員を集められない場合に、市は人的なサポートにどのように関わっていかれるのか教えていただきたいです。

2点目、委託後のチェック体制について、初年度は学期ごとの年3回で、2年目以降徐々に数が減っていくということですが、ちょっと少ないと思いました。このチェックというのが、具体的にどういうことを確認されているのか、また、直営の場合は、登室している児童数と指導員数を確認されていると思いますが、委託後も同じように、適切な運営の確認をしているのか教えていただけますでしょうか。

吹田市：1点目、指導員の確保というのは、事業者が責任を持って取り組んでいただかないといけないことであり、基本は事業者で確保していただくことが大前提になります。万が一確保できなかった場合に、市として直接的なサポートはできないと考えていますが、今まで職員を確保できずに運営開始できなかったという事例はございません。もちろん、採用状況はこちらでも都度確認はしていますが、事業者もそこだけの育成室を運営しているわけではなく、吹田市で複数の育成室を運営している事業者もありますし、他市で同種の事業をされているところもあり、その中で職員を補い合うということもしていますので、そういった対応も含めて確保をしてもらっています。

2点目、委託後のチェック体制について、年3回というのは保護者アンケートの回数になっています。日常のチェックについては、市の職員や保育経験のあるスーパーバイザーによる現地巡回を行っています。特に、委託開始時には、週に複数回巡回し、様子を見ながら徐々に回数を調整していきます。また、こういった職員が従事するのかに関して、年度当初や変更があった際に報告書を提出してもらいます。毎月の指導員の実際の出勤状況も報告を求めており、チェックしています。実際に指導員を確保できるのかということについては、やはり採用というのは直営も委託も厳しい現状に変わりはありませんが、何とか応援体制や採用を頑張ってもらっていて、コロナ禍でも指導員の体調不良による休室というのは、委託育成室ではありませんでしたので、採用面と応援体制という観点でも、実績として見るができると思っています。

保護者：選定基準の一つである利便性について、南山田の立地というのは、駅から直線で見ると近いのかもしれませんが、かなり坂道を登るので利便性が高いとは思えません。前回、放課後キッズスクエアの説明の時に直営の指導員の確保状況のお話も伺ったところ、やはり人が集まりにくい立地というお話もあり

ましたので、民間委託という子供たちの大きな環境の変化を行った上で、やっぱり人が集まらなくて適切に運営できないというような事態にならないようにしていただきたいと思います。引き合いに出して悪いのですが、放課後キッズスクエアも当初職員を確保して適切に運営しますと説明を受けていたにもかかわらず、実際には引継期間も全然取れずに、誰が来るのかもわからずに開始してという状況も実際に起こっており、特に私たちはその辺りを不安に思っているところですので、市からもできる限りのサポートをできる体制を作っていただくなどして、直営であっても委託であっても、子供たちには同じような環境で保育が受けられるように、御尽力いただければと思います。

保護者：Q & AのNo.32を見ると、3年目には第三者評価を行って、第三者評価で基準を超える評価であれば、再度5年の契約更新ということは、基準を超えなかった場合は、契約期間満了で別のところになるということですか。

吹田市：第三者評価において、基準点を超えなければ継続ができないということになりますので、改めて別の事業者を公募することになります。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。（終了）

第2回南山田留守家庭児童育成室運営業務委託に係る保護者説明会 要旨

【開催日時】

令和6年3月6日（水） 午後7時～午後7時50分

【市出席者】

堀 地域教育部次長、中村 放課後子ども育成室参事

1 【運営業務委託の概要説明】

～説明動画「留守家庭児童育成室の民間委託について～②募集要領・仕様書編～」の視聴～

2 【質疑応答】

保護者：引継期間はいつからいつまででしたでしょうか。

吹田市：令和6年10月から令和7年3月までの最大6か月間です。

保護者：夏休み期間は引継ぎが行われないということで、引継ぎが終わり運営が始まった後に、例えば、夏休みの長期休暇のことで困ったときに、事業者の職員が、以前の直営の指導員に確認できるような機会はあるのでしょうか。

吹田市：確かに夏休み期間は引継期間に含まれてはいませんが、冬休みや春休み等の1日保育がある日は、必ず実施するように協定で定めています。

保護者：事業者の選定には関係ありませんが、保護者会からは、学童保育に対して毎月学級費として児童1人当たりいくらかという形で振り込みを行っています。それがないと、市からは、折り紙ぐらいしか購入できる予算がないということで、保護者会からそういう費用を支出して、いろいろな玩具や本を御用意いただいています。それがあるから少し豊かな学童保育が実現できているのかなというところもあります。そういうプラスアルファなところと、例えば、過去にはエアコンの効きが悪くて、もう子供の体調が悪くなってしまうから、吹田市ではすぐに対応できないということで、保護者会が致し方なくスポットクーラーを高額でレンタルして用意したこともあります。民間委託されることによって、そういった市の動きが早くなるといったことはあるのでしょうか。また、保護者会から毎月支払っている学級費が減額したり、将来的に保護者会がなくなったとしても、今まで通り豊かな学童保育の環境が提供できるのでしょうか。

吹田市：まずは教材に係る経費について、保護者会費の部分で長年に渡って御負担をおかけし、申し訳ないと思っています。その点については、現在見直す動きがあり、委託が始まる令和7年度からは、保護者会費からの負担ではなく市の公

費で負担をしようと考えています。おそらく各育成室の保護者会によって金額とかも様々かと思いますが、おっしゃっていただいたように玩具や教材は保育に必要な物品になりますので、市が用意できるように見直しを行っているところです。これまでは、民間委託になれば教材費は残りますが事業者が徴収するため、少なくとも会計事務については負担する必要がなくなると御説明していましたが、令和7年度については、それだけではなくそもそも市として教材費の考え方を見直すので、金額自体も一旦は負担いただかなくてよいということになります。ただ、今後保育料を見直す機会もありますので、市の経費として算定をさせていただいて、一部については保育料に反映させていただくこともありますが、教材費として徴収させていただくことはなくなります。

また、設備面に関しては民間委託とは関係がなく、先ほどの表でもお示したように、設備関係に関しては市が責任を持たないといけないところですので、必要に応じて修繕や機器の更新などを行っていくことになります。

保護者：民間委託をした場合、4年生の入室は確約されているのでしょうか。

吹田市：委託育成室に関しては、運営に必要な指導員を必ず確保していただいていますので、4年生になったから待機が出るということはないです。これまでも、指導員不足によって待機が発生した実績はありませんので、確実に受入れできると考えています。

保護者：事業者選定について基準を厳しめに設定されており、その基準を通過した事業者が選定されるということで、保護者としてはとても安心ですが、もし応募されたすべての事業者が、選定の基準から外れてしまった場合はどうなるのでしょうか。

吹田市：Q&AのNo.19から21までを御覧いただければと思いますが、No.20委託先が決まらないという可能性については、事業者から応募がなかった場合や応募があっても二次審査を通過しなかった場合は、事業者を選定することはできません。また、No.21で、決まらなかった場合はどうなるのかについて、一旦は直営で運営を進めるということになるかと思いますが、また今後も市全体での育成室の運営を安定させるために委託を進める必要がありますので、再び候補になるということもあります。

保護者：再び公募となると、引継期間が短くなる可能性があるのかなと思いましたが、その辺りは様子を見ながらということでしょうか。

吹田市：その年度は選定できませんので、また違う年度で再度ということになります。

保護者：1点目、業者の選定について、過去の選定の際に業者の応募というのはどれくらいあったのでしょうか。

2点目、審査が通らなかった場合に直営での運営が継続されるということで

したが、その場合は待機児童が発生する可能性があるのでしょうか。

吹田市：1点目、Q&AのNo.19を御覧いただければと思います。直近の令和4年度と令和5年度の分をお示ししていますが、令和4年度が吹二で6者、山二で4者、重複している部分もありますので合計で7者となります。同じように令和5年度で千二が6者、江坂大池が9者、青山台が7者、重複を考慮しますと全部で13者となっており、多くの事業者に応募していただいているところです。

2点目、事業者が選定されなかった場合は直営で運営することになりますので、その時の入室希望児童数や指導員数の状況によっては、待機となる場合もあるかと考えています。

保護者：事業者の選定結果はいつ頃保護者に知らされるのでしょうか。

吹田市：令和6年4月から5月に公募し、6月から7月頃に事業者を選定し、早ければ8月頃に事業者が決まりますので、その時点で御連絡させていただきます。また、事業者の応募状況というのも、何者応募があったのか、その時点で御案内させていただく予定になっています。

保護者：引継保育について、運営開始する際に配置しようとする指導員に従事させるものとすると言われていますが、実際に引継保育に従事した職員が、運営開始後も勤務されているのか、その実績が知りたいです。また、直営と違い民間事業者の場合、人を集めやすい条件になっているので、指導員の確保がしやすいと言われていましたが、その分職員の入替わりが多いのではないかという心配があります。実際に、委託された育成室での指導員の定着率等、継続して勤務していただける状況になっているのか、実績を教えてくださいたいと思います。

吹田市：引継保育にどういった方が従事されるのか、名前も把握していますし、その後、実際に運営が始まる際には従事者届の提出を求めており、そこでの確認もしていますので、基本的には引継保育に従事した職員が引き続き勤務していることを確認しています。ただ、運営開始後に退職や異動するというのは、それぞれの個人の事情もありますので、完全に誰も辞めていないということはありません。中には退職されている方もおられます。数については委託直営にかかわらず入替わりは少なからずありますので、一概に申し上げるのは難しいですが、参考に業務の実施状況報告書を本市ホームページで公開しており、そちらに主任指導員や主担任の指導員の異動がどれほどあるのか公表しています。

保護者：すでに民間委託されて業務を受託されている事業者の中で、複数の育成室の運営を受託されている事業者はあるのでしょうか。

吹田市：複数受託されている事業者もあれば、単独の事業者もあります。一番多い事業者で、令和6年度からは4か所の育成室を運営されます。

保護者：何か横の繋がりがあるのかという点で、私もあまり学童保育連絡協議会の役割がよくわかっておらず、保護者と指導員との団体という認識ですが、既に民間委託された育成室は、学童保育連絡協議会への加入はされているのでしょうか。

吹田市：完全に把握できていない部分もありますが、保護者会の有無によっても関わってくるのかなと思います。委託後すぐにではない場合もありますが、半数以上の育成室で保護者会活動を終了されていますので、そういったところは必然的に学童保育連絡協議会への加入もされていないのではないかと思います。保護者会の運営についても、すぐに廃止するのは心配なので、当面は休止をされて、様子を見ながらまた考えるといった方法をとられているところもあります。その辺は、事業者が決定してから相談をしていただくことになると思います。

保護者：学童保育連絡協議会に加入されていない事業者であれば、横の繋がりみたいなものは特にないということですか。

吹田市：複数の育成室を運営している事業者では、指導員同士の情報交換や連携、イベントなども一緒に行われています。また、横の交流としては、市で主催をしている担当者会議などがありますので、そういった場で顔を合わせる機会もあり、育成室の職員同士で定期的に情報共有をしたり、市主催の研修にも参加していただいていますので、そういったところで顔を合わせる機会もあります。

保護者：民間委託された場合に、保護者会はどれぐらい継続されているのでしょうか。廃止したのが何割程度あるか御存知ですか。

吹田市：記憶している範囲ですが、令和5年度で14か所の委託育成室がありますが、その内、現在9か所で廃止されていると把握しています。参考に、令和5年度から委託運営が始まった吹二育成室と山二育成室では、令和5年度は一旦縮小した形で運営され、令和6年度からは廃止されると聞いています。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。

(終了)

第1回佐竹台留守家庭児童育成室運営業務委託に係る保護者説明会 要旨

【開催日時】

令和5年12月10日（日） 午後2時00分～午後4時15分

【市出席者】

堀 地域教育部次長、坪野 放課後子ども育成室参事、中村 同参事、山下 同主幹

1 【運営業務委託の概要説明】

～ 省略 ～

2 【事前質問への回答】

配付資料のとおり

3 【質疑応答】

保護者：1点目、引継期間が最大6か月とありますが、最大ということは、少なくなくなることもあるということですか。

2点目、令和7年4月1日から新体制に変わって以前の直営の先生は全員いない状況になると思いますが、過去には半年ほど直営の先生が残ってくださったこともあるとお聞きしたことがあります。佐竹台でも同様の対応ができるのか知りたいです。

吹田市：1点目、引継期間は、20日以上かつ延べ80時間以上を最低条件としています。過去には2か月程度で引継保育を実施しており、その期間で引継保育ができていなかったわけではありませんが、更に安心していただくために十分な時間を取れるよう見直した経過があります。その上で、引継期間が最大6か月になってからの実績としては、令和5年度から委託が始まった吹二、山二育成室の実績となりますが、日数としては吹二で110日、山二で91日であり、期間としては、毎日ではありませんが半年間の期間でどちらも実施されています。事業者にとっても、運営する上で、引継期間が極端に短いと不安がありますので、最低条件の設定をしていますが、実情としては大きく上回っている状況です。

2点目、過去に委託運営開始後に直営の指導員が約半年間残った事例については、コロナの影響が大きかった時期であり、その時は、現在とは違い2か月程度の期間で引継ぎを行っていましたが、コロナによる休室などにより、通常の保育自体も十分にできていなかった中では、20日以上かつ延べ80時間以上という引継保育もなかなか難しかったということで、その時の特別な取扱い

として、直営の指導員を半年程度残したという経過があります。現在では、御説明させていただいたように、元から半年間という長い期間をとっていますので、それまでの間に関係性を構築していきたいと考えています。申し訳ありませんが、委託運営開始後の4月以降に直営指導員が残るということはないと考えていただきたいと思います。

保護者：半年間という期間の中で、要件を満たす日数と時間の引継ぎを行うということで、半年間毎日行うわけでないということですか。

吹田市：そのとおりです。

保護者：指導員の配置基準のところで、資格要件を満たすものとありますが、その資格というのはどういったものなのか。また、応募の時点で職員を確保していることを条件とはしていないということですが、もし有資格者が確保できなかった場合は、無資格者で運営するのかどうかをお聞きしたいです。

吹田市：まず、資格に関しては、直営委託にかかわらず同じ基準があり、留守家庭児童育成室を運営するには、放課後児童支援員という資格が必要です。1教室を運営するのに、2名の職員が必要で、そのうち1名は放課後児童支援員を配置しないといけないとなっています。そのため、配置できないと、そもそも育成室を開室することができません。そこは事業者の責任で必ず配置をしていただくことになりますし、今までも配置ができなくて開室ができなかったということはありません。応募の時点で育成室を運営するだけの職員を全て確保しておくことを応募条件とはしませんが、事業者が決定してから本格的に採用活動を行い、既に運営している施設からの職員の異動等も合わせて体制を確保していただいています。

保護者：1点目、公開されている過去の保護者説明会の資料を見ると、事業者の公募に関して、近隣の保育園等を運営する法人に周知するという文言がありましたが、佐竹台育成室においても同様に対応されるのでしょうか。

2点目、委託先の指導員は、フルタイム雇用が多いようですが、吹田市でも、市長が指導員のフルタイム雇用を前向きに検討していると聞いたことがありますが、具体的なお話は進んでいるのでしょうか。

吹田市：1点目、確かに過去には近隣の保育園等を運営している法人へ公募について案内していました。現在では、保育幼稚園室が行う園長会において、民間委託の説明を行い、事業者の公募について周知しています。事業者の応募があるのか、気にされているかと思います。参考にQ&AのNo.19に過去の応募事業者数を記載していますが、昨年度の選定で、吹二6者、山二4者となっており、今年度の選定で、千二6者、江坂大池9者、青山台7者となっており、一定の応募があると見込んでいます。

2点目、直営指導員のフルタイム雇用については、他市の状況も踏まえ検討

していますが、具体的なことについてはお伝えできる状況にありません。

保護者：これまで直営で実施していた取組などがそのまま引き継がれるということなので、基本的には、それほど不安ではありませんが、現在の直営指導員の先生方には、年間を通した多くのイベントの実施や、日常生活においても、班活動や様々な取組を実施するなど、膨大な業務を行っていただいています。そういった業務を細かなところまで引き継いでいただけるのか不安な気持ちがあります。例えば、仕様書に佐竹台育成室での取組内容について具体的に記載することは可能なのか、それとも、事業者選定後に事業者に対して保護者会から要望していくことになるのでしょうか。

吹田市：仕様書の内容については、第2回説明会で御説明させていただきますが、基本的には前提として放課後児童クラブ運営指針を理解した上で、市が直営で行ってきたことを仕様書に記載しています。その中には、集団づくりや伝統的な遊びについても記載していますが、各育成室が行っている行事や取組などの詳細については、仕様書に記載するのではなく引継保育の中で伝えていくことになります。また、来年4月から5月に予定している、公募に伴う事業者の見学会の様子を保護者の方に見学していただくことも可能です。ただ、日程調整に関しては、市と事業者間での調整となり、参加される場合は、公平性を期すために、全事業者の見学会に参加していただく必要があります。そのため日程調整も大変になりますが、そういった場を通して事業者に御要望をお伝えすることは可能です。

保護者：1点目、引継保育で児童と指導員との関係性を構築するということがキーワードで書かれていますが、関係性が構築されているかというのは具体的にどのように評価されるのでしょうか。

2点目、引継保育の様子を保護者が見に行くことはできますか。

吹田市：1点目、児童と指導員との関係性の構築について、まず、新しい指導員が引継保育にどのように入っていくのかということ、児童に委託事業者の指導員として紹介するのではなく、新しい指導員として、現在の指導員と同じように、遊びなどを通して児童と関わっていくようにしています。また、配慮が必要な児童に関しては、特に時間をかけて関係性を構築するようにしています。その辺りは、現場の責任者として配置される予定の主任指導員が状況を把握し、直営の指導員ともよく話をした上で、市とも情報共有を行い、実行していく予定です。

2点目、保護者が引継保育の状況を確認することはできるのかということですが、最終的には、令和7年2月頃に開催する第2回保護者懇談会で引継保育の状況は御報告させていただきますが、引継保育は市と事業者の間で行うものですので、責任を持って引継ぎさせていただいて御報告させていただきます。

す。

保護者：1点目、引継保育は子供がいない時間帯にも行われるのでしょうか。

2点目、来年度から新たに入室される家庭の中にも、民間委託に対して不安を持っている方もいると思いますが、そのような家庭には、来年3月に行う入室説明会で指導員から民間委託について説明されるのでしょうか。

最後は意見となりますが、事前質問への回答のNo. 1、わかたけ学級が民間委託先の候補として選ばれた理由について、教室にも余裕があるという表現がありますが、この表現だけを見ると、とてもいいことのように見えます。使えない理由は、指導員がいないからですね。この表現は誤解を招くと思うので、教室を使用できていない事情を言っていたかないと、この回答だけを見ると教室がたくさんあっていいように見えてしまいます。

吹田市：1点目、引継保育の時間帯としては、保育時間以外の午前中の時間にも、行事や全体のスケジュール、下校ルートの確認など事務的な引継ぎを行います。

2点目、来年度から新たに入室される御家庭への説明ということですが、入室申請されている御家庭に対しては、説明会の開催について御案内していますので、皆様と同様に御参加いただいているものと考えています。

保護者：民間委託を進める目的が指導員確保ということで、令和7年度から4か所を業務委託することで必要な指導員数を確保することができ、その後、待機児童がなくなった場合そのまま民間委託継続するのか、それとも直営での運営に戻すことになるのでしょうか。

吹田市：指導員確保については、今後も厳しい状況が想定されており、今後将来的に児童数がどうなるのかわからないところもありますが、待機児童が解消されたからといって、委託した育成室を直営に戻すという考えはありません。

保護者：1点目、引継保育について、引継ぎに來られる先生は、4月以降もそのクラスの先生として勤務されるのでしょうか。

2点目、来年度キッズスクエアを実施しますと説明を受け、来年度の申し込みが始まりました。その後、民間委託が始まりますとお知らせされましたが、その流れが納得いきません。1年間だけキッズスクエアで我慢してもらって、その後は民間委託ですというのは違うと思います。民間委託については仕方ないと思いますが、そうであれば、キッズスクエアではなく民間委託を優先的に進めていけばよかったのではないかと思います。保育園で待機児童が問題になっていたわけですから、学童でも待機児童が発生することは想定できていたはずですね。苦肉の策なのかもしれないですけど、それは大人の事情であって子供には関係のないことだと思います。

吹田市：1点目、基本的には、引継保育に従事した職員が委託開始後も勤務することとしていますが、クラス単位で見た場合に、ずっと固定で同じクラスで引継ぎ

を受けることにはならない場合もあります。クラス担任などは引継ぎ状況を見て決まっていきますので、最初はこのクラスに入っていたけれども、結果的には違うクラスということはあると思います。ただ、引継ぎに来た人が勤務しなくなるというのは全く意味がないので、そういったことはないようにしていただいています。

2点目、待機児童となり4年生の居場所がなくなってしまうため、キッズスクエアを実施しています。確かに佐竹台育成室では令和7年度から民間委託の予定となるため、来年1年間だけと言われるそうですが、何もしなければ子供たちの居場所がなくなってしまうので、今回4か所の育成室の委託を決定しました。子供たちには本当に申し訳ないと思っています。保護者の皆様も待機になるのではないかと不安を抱えておられるかと思いますが、市としても解決に向けて何とかしたいと進めていますので、御理解いただきたいと思っています。

保護者：市の職員も努力されているのでしょけれど、頑張っているからすべてが許されるわけではありません。課題がどこかにあるはずなので、改善できるように、誠意ある対応、道筋で進めてほしいです。これ以上、残念な学年を増やさないように努めていただきたいです。市が指導員の雇用を本気で進めているのか一切見えません。その辺りの努力がこちら側に見えない中で頑張っていますと言われても納得はできません。もう少し誠意ある回答をしていただきたいと最初にお伝えさせていただきます。それとは別に質問が3点あります。

1点目、長期休業期間中は午前8時から開室と記載がありますが、千里たけみ小学校では午前8時30分からの開室と聞いています。それはなぜなのか、佐竹台育成室ではどうなるのでしょうか。

2点目、令和7年度のクラスを決めるに当たり、クラスは直営の先生が決めるのか、運営する委託事業者が決めるのか、一緒に決めるのでしょうか。また、おおよその入室希望人数が分かっているならば、何クラスで運営する予定なのか教えていただきたいです。

3点目、令和7年度から民間委託予定の他の3か所の育成室の説明会で出た質問の中で、この質問内容は佐竹台の保護者にも共有しておいた方がいいと思われるものがあれば教えていただければと思います。

吹田市：1点目、現在、長期休業期間中の8時開室については、委託育成室14か所中11か所で実施しています。令和5年度から委託運営を開始した育成室については、仕様書に定めていますので全て8時からの開室となります。経過としては、直営、委託を含めて8時開室というニーズに対して実施できていない状況があったため、委託育成室の中で、実施可能な育成室から順次実施しているところです。

2点目、クラス決めについては、過去の事例で申し上げますと、直営の指導員が決めしている育成室や、直営の指導員のアドバイスを基に事業者が決めしている例もあります。また、クラス替えを年に何回か行う育成室もあり、学期ごとや半年ごと、1年間クラス替えを行わない場合もあります。想定している運営教室数としては、4～5教室を想定しています。

3点目、他の育成室の説明会でいただいた質問で、共有した方がいい内容があったかということですが、佐竹台育成室では多くの質問をいただいております、思い当たる内容は全て網羅されているものと思います。

保護者：1点目、4～5クラスでの運営とのことですが、市としては1クラスを何人の定員で考えているのでしょうか。

2点目、以前に山五が契約解除になったとお聞きしましたが、一体どういう状況になれば、委託から直営に戻ることになるのでしょうか。

3点目、私の願いでもあります、現在の指導員不足により、派遣の先生も増えていると思いますが、保育や子供に慣れていない方も多く、放課後デイサービスの問題でもあったように、暴力や暴言などの不適切な対応がされることも予想されます。おそらく、丁寧な引継ぎを行いますという回答になると思いますが、ただ、場所と人を確保したらいいと思っているのではないということ市の方には理解していただきたいと思っています。内容も含めて保護者が安心して預けられるような形で、是非委託を進めていただけたらというお願いです。また、そうならないために、丁寧に対応するというだけでなく、具体的にどういう対応をされるのかを聞かせていただけたらと思います。

吹田市：1点目、1クラス当たりの定員については、原則40人、弾力運用として45人というのは変わらず、委託、直営同じ基準で運営していきます。

2点目、どういう状況になれば契約解除になるのかについて、具体的な基準があるわけではありませんが、山五育成室の事例としては、先ほどの説明の中で、引継保育に従事した職員が、引き続き運営開始後も勤務するとお伝えしましたが、過去の事例の中で、この1件だけ、中心となる職員が引継ぎの途中で退職してしまい、運営が始まる4月には経験のある方が誰もいない状態となり、保育経験のない方ばかりで運営がスタートしてしまったという経過があります。資格は必須条件のため有資格者はいましたし、事業者も何とかしようと実務経験者を途中で配置しましたが、その方も途中で退職してしまい、運営がうまくいかず、児童や保護者との関係性を構築できませんでした。結果、保護者の方とも話し合い、1年間で契約を解除することになりました。この事例を踏まえ、改善策として、指導員の配置において担任のうち1人は2年以上の実務経験を求め、引継保育の具体的な日数を示すようにしました。審査項目についても、知識や経験という項目から知識という文言を削除し、経験重視で審

査するように、合格基準も600点から650点に引き上げ、更には、採点合計の平均についても650点以上としました。令和4年度からは、引継期間を最大6か月間とするなど一定改善を図り、それ以降契約解除という事例はありません。

3点目、運営の質の観点から質問をいただいておりますが、市の検証体制として、まずは、保護者アンケートを1年目は年3回実施します。アンケートだけではなく、毎年、事業者から提出される実施状況報告書を基に市が評価を行い、3年目には附属機関による第三者評価を行います。市の職員も現場を巡回し、運営状況の確認や指導員とのコミュニケーションもっており、気付いた点などについては事業者にお伝えしています。事業者とも密にコミュニケーションをとるようにしており、問題があれば事業者とすぐに調整するように対応しています。また、市のスーパーバイザーの巡回も、委託育成室となっても引き続き行い、特に配慮が必要な児童の状況や育成室全体の雰囲気なども確認しています。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。

(終了)

第2回佐竹台留守家庭児童育成室運営業務委託に係る保護者説明会 要旨

【開催日時】

令和6年2月4日（日） 午後2時00分～午後3時00分

【市出席者】

堀 地域教育部次長、中村 放課後子ども育成室参事、山下 同主幹

1 【運営業務委託の概要説明】

～説明動画「留守家庭児童育成室の民間委託について～②募集要領・仕様書編～」の視聴～

2 【事前質問への回答】

配付資料のとおり

3 【質疑応答】

保護者：保護者会からの要望は、いつまでに取りまとめたらいいでしょうか。

吹田市：基本的には、募集要領と仕様書を大きく変えることは考えていません。です
ので、どこまで御要望にお答えできるかどうかかわからないのですけれども、
4月の中旬には委員の方々に事務局の案をお渡しさせていただくことになり
ますので、それまでに反映の検討をさせていただくためには、遅くとも3月中
にはいただけたらと思います。

保護者：1点目、引継保育について、佐竹台育成室は4クラスあり、要配慮児童が多
い学級だと認識もされていると思うのですが、それでも最低条件の20日以上
かつ延べ80時間以上という基準は変わらないのでしょうか。

2点目、令和5年度から委託事業者での運営を開始した山二育成室では、児
童数が160人を超えており、もうすぐ1年目を終えると思うのですが、そこでの
大きなトラブルや課題がないのかということと、現在、児童数が250人を超えて
いる千二育成室の引継保育をされていると思うのですが、その中で起きている
課題やトラブルがあれば教えていただければと思います。

吹田市：1点目、仕様書と募集要領については共通仕様書・共通募集要領とさせてい
ただいており、佐竹台育成室に特化したものではありませんので、基本的に最
低条件は変わりません。ただ、事業者が佐竹台育成室の見学会などを通して、
どのくらい引継ぎが必要なのかというのは見込まれますので、事業者として
も、おそらく最低条件の引継日数だけでは対応できないと思いますし、市から
もお声がけさせていただく予定です。

2点目、引継ぎの中でトラブルが起きたというのはお聞きはしていません。
保護者：千二育成室での250人規模の引継ぎについて、スムーズにいつているのか気になるのですが、事業者と話をすることはありますか。

吹田市：児童数というのももちろんありますし、事業者の体制については採用状況などもあると思います。これまで事業者と話してきた中で感じたのは、主任指導員が早く決まるのか決まらないのかということや、担任指導員の決まるタイミングなどによって引継保育の進み方というのは違ってきます。その辺が早いほうがいいというのはもちろんありますので、採用状況を確認するなど、事業者とも話をしています。

保護者：事前質問の6番について、事業実施計画書等で事業者の内容を確認されるというのは、どれぐらいの期間のものを提出していただくものなのでしょうか。例えば、損益計算書といったものは、何年分のものを確認されるのでしょうか。

吹田市：前提として実績のある事業者の応募になるので、事業実績がわかる書類というものは、その一覧を提出していただくことになるため、期間の設定はしていません。損益計算書などのいわゆる決算書に関しては、各法人で決算の時期が違っていたりするので、表現としては直近のものというふうにさせていただいており、期間としては1年分になります。

保護者：1年分だけしか見られないということですね。

吹田市：事業の経営実績としてということであれば、おっしゃる通りです。

保護者：緊急なトラブル対応にも責任者が現場に駆けつけることが条件ということで、何かあったら事業者もきちんと対応するというのはわかるのですが、震災などの災害時に対応するマニュアルはあるのか教えてください。

吹田市：災害時について、ほとんどの育成室が学校の敷地内にあり、学校との連携なども必要となりますので、市で整備しているマニュアルを事業者にお渡ししています。そのため、直営育成室と同じ対応になります。災害時以外にも、アレルギー対応などのマニュアルは、市で整備しているものをお渡しすることになります。

保護者：教育委員会が小学校に通達する一般的なマニュアルと同じようなものが市から渡されるので、新しい事業者でもきちんと動くことができるということで、ありがとうございます。

それに準じて、例えば、不審者情報が教育委員会に入って対応が必要な時に、瞬時に判断が必要な場合、最終判断の責任者というのが、小学校でしたら学校長等となりますが、育成室の運営が事業者になると、事業者になるのか、市が管理されているので指導員の先生が市に確認して判断を仰ぐのか、小学校と対応を統一するのかなど、最終判断の責任の所在を教えてください。

吹田市：おっしゃられるように小学校の判断というのもありますので、市で確認、調整をした上で、事業者に判断を下ろすことになります。そこを速やかにするために、現場には主任指導員がいますので、市と主任指導員が連絡を取って、保護者への連絡は事業者からするという流れになります。

保護者：事前質問の2番目について、保護者会で取りまとめていただいた上で、メール等で送付してくれたら反映の検討を行いますと記載があるのですが、こういった意見は反映できないですとか、こういう内容であればまだ検討の余地があるという判断基準を事前にお知らせしていただかないと、無駄な情報を送ってしまうことにもなりかねないので、そのあたりを明確に提示していただけないでしょうか。

吹田市：明確な判断基準というのはお示ししにくいのですが、一つ言えるのは、委託の取組が始まってから募集要領や仕様書の改善を重ねてきて、過去の保護者の皆様からの御意見や審査会での意見を踏まえて、積み重ねてきた経過もあり、あまり大きく変える予定はないとお伝えしました。ただ、実際に令和5年度の審査会での意見で変わった点もありますので、事前にお話をさせていただいて情報共有してから、それが必要かどうかを決めてもいいのではと考えています。

保護者：現時点では保護者会で仕様書がまだいただけていないので、コミュニケーションも取れていない状況です。取り急ぎ仕様書案をいただいて、早急に保護者会でも相談しての方がいいのかなと思うのですが。

吹田市：大きく変えないと申し上げた意味で言いますと、今年度公募した資料はホームページに全部ありますので、そちらを御覧になっていただくか、後日リーダーを通してお送りさせていただく形でもいいですか。

保護者：はい。

吹田市：委託事業者が決まってから保護者懇談会を予定していますが、育成室での取組を具体的にこうしてほしいというような要望については、募集要領や仕様書を変更するというよりも、事業者に対して直接要望していただくことも可能ですので、そちらも御検討いただけたらと思います。

保護者：引継保育がとても心配なのですが、20日以上と書いてありますが、1人が20日以上なのでしょうか。有資格者または実務経験者を半数以上は配置すると書いてありますが、1人が3、4日来たところで何を見ることができるのかと思いますし、引継保育について詳しく教えていただきたいと思います。

吹田市：資料の5ページを見ていただくと、1支援当たりと書かせていただいています。こちらは1教室当たりと読みかえていただければと思います。ですので、1教室当たり20日かつ延べ80時間ということになっています。日数については延べとしていませんので、例えば1日目にAさん、2日目にBさんであれば、

引継日数としては2日になります。延べ時間というところですが、一人ひとりが同じ教室に4時間ずつ2日入れば、2日の8時間になります。ただ、Aさんが1日目1組に4時間、Bさんが2日目2組に4時間となりますと、どちらも引継ぎの延べ時間は4時間ずつという計算になります。このように1教室当たり20日以上かつ延べ80時間というのをクリアしていただくことになります。佐竹台育成室で言いますと、4教室分の引継ぎを行っていただく必要がありますので、各教室20日かつ延べ80時間を満たしていただく必要があります。今年度はまだ実績が出ていないのですが、令和4年度に引継ぎをした吹二育成室と山二育成室の実績について、吹二に関しては、教室数が3教室ありまして、引継日数としては全部で110日、時間でいうと合計で1,906時間、1教室当たり630時間ほどになります。山二育成室に関しては、4教室ありまして、日数が91日、時間は2,274時間、1教室当たり570時間弱の引継ぎを実施しました。

保護者：おそらく先ほどの質問で心配ですとおっしゃっているのは、引継ぎに来られた方が、次の日に引継ぎに入った別の方にその教室の様子などを伝える際の対応のことだと思います。職員体制や要配慮児童の引継ぎを充実してほしいという願いもおそらくあると思います。ありえないとは思いますが、ずっと教室にいて時間だけ稼ぐというのはないですよという心配だと思いますし、私も同じく心配しています。事業者が決まったら、指導員の先生からの引継ぎもありますけれども、それぞれの育成室で場所や環境は違うと思うのでこういうふうにしてほしいとかここ見てほしいとか実はここ危ないですということを意見しながら、保護者に寄り添って充実した引継ぎを行ってほしいです。ただ単に時間と日が過ぎて引継ぎが完了となってしまうのではないかという保護者の心配も汲んでいただけたらと思います。

保護者：吹二育成室は3教室で110日、山二育成室は4教室で91日とおっしゃいましたが、延べ何人ずつ来られたのでしょうか。

吹田市：おそらく人数が1人だけ来たらいいのではないかというところが引っかかっているのではないかと思います。人数に関しては、全室共通の引継項目がありますので、教室ごとのカウントはしないことにしています。当然、保育に入っている引継ぎと育成室全体の引継ぎもありますので、日数に関しては、一日に何人参加しても1日というカウントにします。ただ、延べ時間を計算して教室単位で割りますので、日数の条件と時間の条件の両面で、量と質を確保するという考え方です。実際に、実績を稼ぐために1人だけ引継ぎに入るというのでは、委託開始後に保育現場は回りません。大体は引継期間中にだんだん指導員が増えてくるという形なので、1回引継ぎに入った人がいなくなるというのはあまり考えにくく、主任指導員が決まっていればその方はずっと入ります

し、だんだん担任が増えていくというようなイメージになります。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。 (終了)

第1回津雲台留守家庭児童育成室運営業務委託に係る保護者説明会 要旨

【開催日時】

令和5年12月3日（日） 午前10時00分～午前11時40分

【市出席者】

堀 地域教育部次長、坪野 放課後子ども育成室参事、中村 同参事、山下 同主幹

1 【運営業務委託の概要説明】

～ 省略 ～

2 【事前質問への回答】

配付資料のとおり

3 【質疑応答】

保護者：1点目、事前質問の5番でありましたが、前提として、津雲台育成室では、教室の広さの問題で待機児童が発生していると考えた時に、継続的に使用できる新たな教室の確保というのが必須の条件であると認識をしています。この点について、学校と協議中ということでしたが、どのような状況でしょうか。

2点目、事業者の公募について、今年と昨年に実際に公募されていると思いますが、その状況から、おそらく来年公募される事業者数がある程度想定できるとお思いますのでお伺いしたいです。

吹田市：1点目、教室の確保については学校と協議中としていますが、すぎのこ学級の現状を校長先生にお伝えさせていただいており、具体的にどこかというのはまだ調整中ですが、教室の確保はできるように話をしていますので、そこは御安心いただいていいと考えています。

2点目、直近の事業者の応募状況については、Q&AのNo.19にお示ししています。令和4年度の選定で、吹二が6者、山二が4者、重複している事業者もありますので合計で7者。令和5年度の選定につきましては、千二が6者、江坂大池が9者、青山台が7者、こちらも重複がありますので合計で13者となり、一定事業者の応募というのはあると考えており、こういった状況も含めて、来年度4か所の公募を行うと判断したところです。

保護者：民間委託というと、税金を使わない、費用を抑えるための印象がありますが、実際はどうなのでしょう。別に民間委託を批判しているわけではな

いですが、具体的な金額などを教えていただけたら嬉しいです。

吹田市：民間委託になったからと言って、税金を使わないということにはなりません。留守家庭児童育成室の民間委託は業務委託となり、実施主体は市のままとなります。そこは変わらないので、御質問のような状況とはなりません。どういった形で事業を運営するかというと、事業者が直接指導員を雇用して、その報酬を市が払うのではなく、業務委託の委託料として事業者に対して支払いますので、税金を使っていくという形になります。委託料の金額としては、1教室当たり839万円となっています。事業者は指導員を確保する必要がありますが、1教室当たり2名、そのうち1名は放課後児童支援員資格保持者を配置する必要があります、その辺りも踏まえて算定した金額になっています。

保護者：1点目、保護者として大切に思っていることは、子供の安心安全が何よりだと考えています。民間に委託した場合に、直営の時と比べていじめやけがの件数に変化があれば教えていただきたいと思います。

2点目、小学校は老朽化が進んでいますが、民間に委託されましたら、設備等が新しくなったり綺麗になったりするのでしょうか。

吹田市：まず前提として、保育内容については、直営委託にかかわらず、基本的には放課後児童クラブ運営指針を基に運営することになりますので違いというものはありません。その上で1点目、いじめの件数について、委託、直営で大きな違いはありません。いじめ対応については、そもそもいじめというものが生じないように未然防止の策をとるようにしています。これは、委託も直営も同じようにしています。事案が生じた際には、早期対応に努め、学校のいじめ対応と同じように、職員が協力して対応に当たるようにしています。

けが対応についても、市で作成しているマニュアル等を事業者に配付し、全育成室の指導員が集まる会議の機会に、未然防止やけがが起こった際の対応について周知し、こちらから徹底するように注意喚起しています。

2点目、施設面について、場所は基本的にはそのままなので、委託になるからといって大きく変わるとことはありませんが、畳の張替えなどの軽易な修繕は行いますし、育成室全体の維持補修は変わらず市で行いますので、予算に限りはありますが、直営委託にかかわらず、全体的に見て進めていきます。津雲台育成室ではトイレの改修も考えており、学校とも調整しながら改修していきたいと考えています。

保護者：けがの数も増えていないということによろしいですか。

吹田市：委託と直営で違いはありません。

保護者：民間に委託した場合に事業者が保護者に寄付金を募って、老朽化している設備や備品などを良いものに買い替えようとする可能性はありますか。それとも吹田市がすべてのお金を管理されるのでしょうか。

吹田市：直営委託にかかわらず市の施設なので、設備に関しては市の予算で整えていくべきと考えています。現状では、保育に関わる物品などを教材費として事業者が徴収することはありますが、建物自体の設備や備品について、保護者に負担していただくことは考えていないです。

保護者：民間委託によって待機児童が解消されるという流れは理解しましたが、現在の指導員の先生方にはとてもお世話になっていて、子供も育成室がすごく大好きです。直営か委託かどちらかではなく、直営の職員と委託事業者が協力体制を構築するのは難しいのでしょうか。

吹田市：委託後の運営体制としては、委託事業者の指導員で対応することになります。民間委託の取組が、市全体36育成室を安定的に運営したい、待機児童を解消したいという目的で実施していますので、現在勤務している直営の指導員については、他の直営の育成室に異動していただくことで、直営の体制を整備していくことになります。

また、市全体で直営の指導員と委託事業者が人員を協力して運営することができないかという点ですが、まず、直営の指導員と委託事業者の職員が合同で運営することは、偽装請負という法の規定に触れ、事業者の職員に対しては直接指示や命令ができないという点があります。また、業務の範囲を決めなければ、事業者もその分に見合った人員の確保もできません。育成室単位で運営をしていただくことで、確実に運営するためにはどれぐらいの職員を確保しなければならないのか、数年後先の見通しも立ちますので、育成室ごとに運営を委託することが適切と考えています。

保護者：指導員の確保について、直営は有資格者で運営されていると思いますが、委託事業者を公募する際に資格が必要なことは明記されるのでしょうか。Q&AのNo.25を見ると、担任2名のうち1名は有資格者と記載がありましたが、資格なしで児童と接する方もおられるのでしょうか。

吹田市：仕様書に有資格者の配置を明記しており、主任指導員については、有資格者かつ実務経験者、各クラス担任については、有資格者1人は配置するように記載しています。2名のうち1名は有資格者という点については、本市の条例でも定めている配置基準で、直営委託にかかわらず同じ基準となっています。そのため、直営でも補助員として有資格者ではない方がお子様と接する機会があります。それは直営であっても、委託事業者であっても変わりないです。

保護者：1点目、令和7年度の児童数が推計で166名ということで、一つの保育園と同じぐらいの児童数になると思いますが、施設長のような責任者が配置されるのでしょうか。

2点目、推計では児童166人で4教室運営とのことですが、定員は何名で4教室運営となるのでしょうか。

3点目、教室の確保をされるということですが、令和6年度に前倒しして教室を確保し、津雲台育成室でキッズスクエアを実施しないということとはできないのでしょうか。

吹田市：1点目、責任者として主任指導員を1名配置すると規定しています。

2点目、教室数については、現在と同じ4教室であっても、面積の小さい教室が1室ありますので、例えば、その教室を違う教室と交換することで、定員を拡大したいという考えもあります。もし仮に交換できれば、定員が175名確保できると考えています。ただ、3点目の質問にも入りますが、来年度については、教室の問題だけではなく、そもそも入室希望児童数が市全体でどれ程になるのか、指導員の体制が確保できるのかということにもよりますので、教室が確保できたとしても、全体の申請状況を見極めて今後判断していくことになります。

保護者：できるだけ前倒しで教室を確保していただきたいと思っています。今年度キッズスクエアを実施していただいて、待機児童の受け皿にはなりましたが、多目的室で2人の大人が児童2人を見ているという構図になっていたので、できるだけ教室の確保をしていただけたらと思い御意見させていただきました。よろしくお願いいたします。

保護者：民間委託している育成室は、キッズスクエアを実施しないということですが、民間委託しても定員を超える児童数の申請があった場合どのような対応となるのでしょうか。

吹田市：待機児童を出さないためには、指導員の確保と教室の確保の両面が必要となります。民間委託となれば、委託事業者が責任を持って指導員を確保し、教室の確保については市で学校等と調整をすることになります。現在の推計では、4室運営で見込んでいますが、毎年児童推計を見直していますので、5室目が必要となった場合には、学校とも協議をしていきたいと考えています。

保護者：民間委託しても待機となった場合は、対応していただけるということですか。

吹田市：待機児童が出ないように事前に対応するということです。教室確保については、基本的には学校に貸していただくこととなりますが、どうしようもない場合は、プレハブ棟を建築することもあります。津雲台育成室については、そこまでの急激な増加は見込んでいませんので、プレハブ棟の増築は考えていませんが、教室の増室が必要な見込みがあれば、待機児童が発生してから学校と協議するのではなく、事前に協議することになります。児童推計としては、5年先までを見込み、毎年状況を確認しています。学校で教室の調整がつかない場合にプレハブ棟を増築するケースがあると説明しましたが、実施する場合には、2年から3年の期間がかかりますので、5年見込めば、よほどのことがない限り対応ができると考えています。

保護者：まず、民間委託に関してではないですが、コロナ禍の際に学童を閉鎖するという対応も考えておられたかもしれませんが、できる限り開室していただきありがとうございました。本当に助かりました。

質問したいのは、先ほど保護者会がなくなる可能性もあるとお聞きしましたが、民間委託になって実際になくなった育成室はあるのでしょうか。

吹田市：現在委託している育成室が14か所ありますが、そのうちの約半分の育成室で保護者会がありません。また、今年度中に解散されるというところも、いくつかお聞きしています。

保護者：開室時間の延長等、社会的ニーズへの対応でサービスの向上に繋がっていると書かれてありましたが、実際に利用する子供たちに対してのメリットがいまいちわかりません。もちろん、待機児童が減るというメリットはあるかと思いますが、この民間委託によって得られる子供たちへの一番のメリットは何でしょうか。

吹田市：先ほども御説明させていただいたとおり、基本的に保育内容に変わりはありません。そのため、子供たちにメリットがあるかと言うと、そこに関しては変わりないと思っています。ただ、待機児童という観点からしますと、民間委託に伴い、基本的に津雲台育成室に限っては待機児童が解消されると見込んでいますので、お子様だけでなく、保護者の皆様にとってもメリットになると考えています。

保護者：事業者選定の際に、例えば、無償で子供たちにこんなことができるシステムが整っていますよといった、メリットのある事業者を選定する可能性はありますか。また、そういったことを選考の基準とすることは考えられますか。

吹田市：事業者の選定に当たっては、事業者からの提案に対して、書類審査やプレゼンテーション・ヒアリングを通して業者を選定しますので、その提案内容が津雲台育成室に見合ったものかを特別委員の方々にも見ていただきたいですし、また、事業者選定後も保護者の皆様とお話された上で、こんな取組をしてはどうかといったところは事業者と一緒に決めていけたらと思っています。

保護者：現在の育成室の利用方法として、学校の長期休業期間中のみの利用ができませんが、民間委託になった場合は可能なのでしょうか。

吹田市：入室決定については、委託直営にかかわらず引き続き市で行いますので、長期休業期間中のみの利用については、民間委託後も通年で御利用を御案内させていただいています。

保護者：他市においては長期休業期間中のみの利用が可能な市もありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

質問ですが、校区を越えて違う育成室を利用することはできるのでしょうか。

吹田市：当該小学校に在籍されている方、当該校区におられる方の御利用を基本とし

ています。

保護者：1点目、事業者の選定はされると思いますが、実際に子供に接する職員の面談や履歴書の確認は市では行われないのですか。

2点目、Q&AのNo.14で1年で契約解除した事例があったとありますが、運営上大きな問題が起こった場合、市はどのように対応されるのでしょうか。年間3回の保護者アンケート等ありますが、1年も持たずに何か大きな問題があった時にすぐ対応していただけるかどうかをお聞きしたいです。

吹田市：1点目、業務委託となり、人材の確保も含めて事業者で責任を持って行うこととなりますので、職員の選考に関して市は関与しません。仕様書において、求める資格や経験年数は記載しており、勤務する職員については、従事者名簿等の提出を事業者に対して求めていますので、市でも適宜把握をしています。

2点目、Q&AのNo.14にあるように、事業者が運営できなくなった事例がありますが、原因としては、主に実務経験者が配置できなかったことであると考えています。そこについては、仕様書や選定基準の強化を行い、それ以降、同様の事例は起こっていませんので、一定解消されているものと認識しています。一時的に現場で発生したトラブルなどは、委託業務の範囲内として事業者が対応することになりますが、何か問題が発生した場合には、市も保護者や事業者とコミュニケーションをとり、市として対応させていただきます。

保護者：委託事業者に何か問題があった場合、市に相談をすることができるのですか。

吹田市：まずは現場での対応となりますが、私どもも当然、民間委託したからといって事業者に丸投げするわけではなく、最終的な責任は市にあると考えていますので、事業者で解決に至らない場合は、市にお声を寄せていただければと思います。

保護者：1年で契約解除になった事例はその後どうなったのでしょうか。1年で契約解除になってすぐ直営に戻ったのか、事業者を再選定して、新しい事業者がすぐに運営するようになったのかお聞きしたいです。

吹田市：この事例で申し上げますと、契約解除した後は直営育成室で運営しています。

保護者：それは期間を空けずにすぐに対応していただけるということですか。

吹田市：基本的に育成室を閉めるということは考えていませんので、何らかの形で継続するような方法を考えています。

保護者：Q&AのNo.14の1年で契約解除になった事例があるということで、もし契約解除されて直営での運営に戻った場合、また待機児童の問題が出てくるのではないかと不安なのですが、どのように考えておられますか。

吹田市：まずは、そうならないように精一杯進めていきたいというのが大前提としてあります。もし直営になった場合は、その時の市全体の直営育成室の体制を踏まえての判断になります。先程も説明させていただいたように、この契約解除

となった事例というのは、実務経験者の配置を仕様書で定めていなかったこともあり、その時に本来配置予定であった実務経験者が直前になって辞められ、未経験者だけの運営となり、なかなかクラス運営がうまくいきませんでした。当然、市の職員も現場を巡回して事業者への指導も繰り返して行いましたが、最終的に保護者の皆様ともお話をし、直営に戻すという対応をとることになりました。せっかく待機児童が解消されると思ったところで、また待機になってしまうと困るというお声もあると思います。その辺りは、こういうことにならないように、委託後は、職員が現場を巡回し、現場のフォローを行うなど運営を安定させるように努めます。極力、不安のないような対応をさせていただきたいということはお約束をさせていただきますので、万が一そのような状態になった時には、保護者の皆様とお話をさせていただいて、基本は直営に戻るということを説明しましたが、例えば、市内の別の事業者で、引き継ぐ事業者があればそういったことも含めて、お話しさせていただけたらと思います。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。

(終了)

第2回津雲台留守家庭児童育成室運営業務委託に係る保護者説明会 要旨

【開催日時】

令和6年2月25日（日） 午前10時30分～午前11時30分

【市出席者】

堀 地域教育部次長、中村 放課後子ども育成室参事、山下 同主幹

1 【運営業務委託の概要説明】

～説明動画「留守家庭児童育成室の民間委託について～②募集要領・仕様書編～」の視聴～

2 【事前質問への回答】

配付資料のとおり

3 【質疑応答】

保護者：1点目、仕様書について細かいところまではわからなかったのですが、令和5年度に公募した際の仕様書を確認させていただいて、もう少しこういった文言を盛り込んでほしいという保護者の要望があれば、反映していただくことは可能なのでしょうか。

2点目、Q&AのNo.23事業者選定等委員会の委員構成について、委員として、吹田市立の小学校の校長1名となっていますが、津雲台育成室の場合は津雲台小学校の校長先生をお願いしていただくことは可能でしょうか。

吹田市：1点目、仕様書につきましては、共通仕様書ということで共通のものとなりますので、津雲台育成室に特化した文言を記載することは難しいです。基本的に、現在の共通仕様書を大幅に変える想定はしていませんが、例えば、コロナ禍の状況でしたら感染症対策など、その時々に応じて盛り込まなければならない文言というのはあるかと思います。ですので、一旦御意見をお伺いし、それを反映させるかどうかは検討させていただきますし、最終的には、留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会で共通仕様書を最終決定とさせていただきますので、それまでの間に、例えば保護者会の皆様で御意見をまとめていただいてメール等で送っていただければ、反映するかどうかの検討をさせていただきますことはできると思います。時期については、3月中を目途にいただければタイミング的には間に合うかと思います。

2点目、委員構成として、吹田市立小学校長という枠に関しましては、校長会から御推薦いただくことになります。津雲台小学校の校長先生がいいとい

った御希望に沿って推薦していただくわけではありません。津雲台小学校の校長先生が就任される可能性もありますが、委員はお名前も含めて非公表としていますので、結果的に津雲台小学校の校長先生が就任しているかどうかというのはわかりません。

保護者：事業者の選定に当たって、津雲台小学校の校長先生であれば、育成室の事情をよく御存知なので安心してお任せできると思いましたが、公募する4か所の育成室共通で1名ということですね。

吹田市：おっしゃる通り、公募する4か所の育成室共通で1名の校長先生に就任していただきます。ただ、当然どこの小学校の校長先生も、学校と育成室の関わり合いなどに関しては共通認識を持たれていると思いますので、どの先生が委員になられても、適正な評価をしていただけたらと考えています。

保護者：資料の4ページにあります、保護者との打合せについて、全体懇談や個人懇談を丁寧に進めると書いていただいているのですが、令和6年4月から民間委託される育成室の話を知っていると、結構、保護者懇談会等の日程が非常にタイトであったり、そういった急なやりとりがあると聞きしています。そういったことにならないとありがたいですが、そういった実態に関して、市としてどのようにお考えなのか、介入していただけることはあるのかをお聞かせいただければと思います。

吹田市：申し訳ございません。保護者懇談会の日程調整については市が行っていますが、なかなか保護者会との日程調整の中で、第1希望から第3希望までお聞きしていると、希望日程が重なるなど調整に難航しているところもあります。可能な限り御迷惑がかからないように日程調整をさせていただきたいと思えます。

保護者：委託開始前の説明会というのは、市が調整されているということですね。

吹田市：運営委託開始前については、決定した事業者との懇談会ということで、市で開催の段取りはさせていただいていますが、運営委託開始後の学級懇談会等は保護者の皆様と事業者で日程調整していただいているという状況です。

保護者：なるべく早めに日程調整していただけた方が、たくさんの方が参加できると思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

保護者：Q&AのNo.38、委託育成室で5・6年生の受入れはできないのかについて、全育成室において安定した運営を実現してからと記載がありますが、具体的にどのくらいの期間をもって5・6年生の受入れが可能になりますか。

吹田市：現在、直営育成室では待機児童が発生している状況で、委託等いろいろな取組をもって、まずは待機児童を解消してからと考えています。申し訳ありませんが、5・6年生の受入れについて具体的な期間をお示しできる状況ではないというのが現状です。今後、4か所の委託を御協力いただきながら進めさせて

いただいて、それから一定、直営も委託も含めて全体的にどういう運営がされるかを見てから、今後のことを検討していきますので、現状ではお答えが難しい状況です。

保護者：全育成室ということは、吹田市全部でということなので、現状では在学中の小学生は可能性が薄いということですよ。

吹田市：どのタイミングでということもありますが、例えば、現在4年生のお子さんが6年生といったら2年後になると思いますが、そんなすぐさまにできる予定ではないというお答えしかできないです。すみません。

保護者：1点目、説明資料4ページに、引継保育について、支援の単位当たり20日以上かつ延べ80時間以上行くとありますが、時期はいつぐらいにされるのでしょうか。

2点目、事前質問の2番の回答で、人員の配置不足で4年生が待機になることはありませんと書かれていますが、人員が充足されても部屋が足りないから受入れできないという問題があったかと思います。その点について心配でして、教えていただければと思います。

吹田市：1点目、引継保育の時期については、1回目の説明会で御紹介させていただきましたが、早ければ今年の7月から8月上旬には事業者が決定いたします。その後、令和6年10月から引継保育を随時開始していきます。最大で半年間の引継期間を設けており、事業者の雇用状況によって、段階的に職員が増えていくというような状況ですので、10月1日から必ずしもフルメンバーで開始するわけではありません。

2点目、御不安になるような回答となり申し訳ございません。人員不足が原因で待機はないと書かせていただきましたが、おっしゃっていただいたように育成室を運営するには、人と受け入れる教室が必要になるので、その教室の面で待機となる可能性はないとは言いきれません。ただ、ここ数年の開発状況等も見据えた児童推計を算出しており、それに基づいて学校と協議させていただき、受け入れられる教室を市で確保していくようにしていますので、待機が出ないようにこれからも進めて参ります。

保護者：部屋の件について、前回の説明会の時には部屋を確保していただくという話だったと思います。民間委託されたらキッズスクエアは実施しないということで、そこで相違があると皆さん同意しにくいと思います。前回の説明では4教室の部屋を確保していただけるというお話だったと思いますが違うのでしょうか。

吹田市：前回から引き続きの説明ができていなくて申し訳ありません。前回の説明会で、委託前の令和6年度に向けても4教室目をどうするのかという話がありました。その時には、新しい教室を確保するように学校と調整をしていると説

明をさせていただきました。もちろん、その調整も進めていましたが、令和6年度の入室希望児童数も踏まえて検討していく中で、令和6年度については、172名の入室希望があり、全員受入れという結果になりました。結論から申しますと、教室は今までと同じところの4室を使っていたかと思っていません。当初は、一つ小さい部屋がありますので、そこを少し離れた場所の教室と入れ替えようという話もありましたが、教室が離れてしまうデメリットもありますし、設備面もすぐに整わないということもありましたので、現場の先生とも話し合いをして、既存のまま受入れの人数を増やす方法がないかを検討しました。それに当たっては、物理的に教室の広さが大丈夫なのかという問題もありますので、教室の広さをもう一度測り直して、適正な人数を受入れできるのかを、基準から見直しました、今までの経過で市の職員体制の問題もありできていなかった部分もありますが、令和6年度からは現在の4室で、弾力運用45人まで受入れするのが3教室、もう一つの教室で40人ということで、175人までは現在の体制で受入れをしたいと考えています。令和7年度の委託が始まってから、175人を超えるような見込みがあるようであれば、学校と調整をして離れた場所にある教室を使うのか、それでも45人×4教室で180人となり5人しか定員が増えませんが、それで収まるのか、若しくはもう1室を追加で確保するのか、といった話を学校の校長先生と毎年させていただいていますので、新しい年度に入れば早々に今後に向けて話をしていきたいと考えています。

保護者：もしかしたらみたいなお話をされたので不安でしたが、委託された時には、待機児童は出ないということで考えてよろしいですね。

吹田市：部屋の部分もぎりぎりでも御不安かもしれませんが、毎年そういうことにならないように整備をしていきたいと考えています。

保護者：1点目、事業者を選定する要件を厳しく設定していただいていると思いますが、どこの事業者も要件を満たさなかった場合はどうなるのでしょうか。

2点目、先ほど部屋の数について説明がありましたので気になったのですが、令和6年度は津雲台育成室として待機児童はなく、キッズスクエアの開催もないのでしょうか。

吹田市：1点目、Q&AのNo. 20、委託先が決まらないという可能性はあるのかというところですが、事業者からの応募がなかった場合や、応募はあっても基準点を下回り、通過した事業者がなかった場合は、事業者を選定することはできませんとさせていただいています。無理にどこか決めるということではなくて、基準点を下回った場合は、継続して直営での運営が予定されています。応募事業者が1者しかない場合はどうするのか、最低いくつの事業者が募集したら、選定するのかについて、No. 19で御紹介しています。1者のみの応募であったと

しても、一次審査及び二次審査を実施し、基準点よりも上回っている場合は、選定することになります。参考に、令和4年度と令和5年度の応募事業者の数をこちらの資料でお示しさせていただいており、令和4年度であれば吹二で6者、山二で4者。令和5年度であれば、千二で6者、江坂大池で9者、青山台で7者の応募がありました。

2点目、令和6年度は、津雲台育成室においては待機児童もなくキッズスクエアも実施いたしません。

保護者：先ほど、引継保育の時期について質問があり、10月から可能ということでしたが、最低でも何月からは引継保育に従事なさいというようなことは市で決められているのでしょうか。あと、これは事業者との打合せになるかもしれませんが、クラス編成について、今までは指導員の先生がお友達関係等を踏まえて決めていただいていたのですが、それは継続して同じようなクラス割りでしていただけるのでしょうか。組替えされてしまうと子供たちも不安かと思うので、その辺の配慮を教えてくださいたいです。

吹田市：引継保育の開始時期については、明確にいつからという決まりはありませんが、今までの実績から見ると全ての事業者が10月から開始しています。先ほど御説明させていただいたように、人数にばらつきはありますが、趣旨としては、少しでも長い期間、子供たちと保護者さんも含めて信頼関係を築くというところに重きを置いていますので、なるべく早く開始していただくようになっています。時期を指定はしていませんが、一日保育、冬休みや春休みも経験していただくよう条件は付しています。クラス編成についても、これまでこういった形でやってきたのかを直営の指導員から引き継いだ上で、次のクラス編成もしていくことになりますので、今までのことを完全になくして、組み替えてしまうことはないと考えています。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。

(終了)